

政令番号145 2-(ジエチルアミノ)エタノール

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県						6.2E+0	6.2	6.2
9	栃木県								
10	群馬県		2.0E-1		0.2				0.2
11	埼玉県	5.0E-1			0.5	3.7E+1	3.2E+3	3,237.0	3,237.5
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県	1.7E+0			1.7		8.6E+0	8.6	10.3
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県	1.0E-1			0.1				0.1
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県						5.3E+0	5.3	5.3
23	愛知県	1.0E+3			1,000.0				1,000.0
24	三重県								
25	滋賀県	1.9E+2			190.0				190.0
26	京都府		6.0E-1		0.6	7.2E+0	8.0E-1	8.0	8.6
27	大阪府					5.0E-1	1.6E+1	16.5	16.5
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						5.1E+3	5,056.0	5,056.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.2E+3	8.0E-1		1,193.1	4.5E+1	8.3E+3	8,337.6	9,530.7

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。